

1. 平成 29 年度地域別最低賃金が改訂されます。

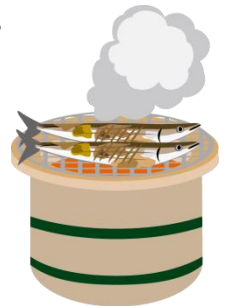
最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、地域別最低賃金、特定最低賃金の2つがありますが、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ賃金額が定められる地域別最低賃金の各賃金額が、9月30日から10月中旬に順次改定されます。

改定額の全国加重平均額は848円(昨年度823円、25円の引上げ)で、全国加重平均額25円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降、昨年度と並んで最大の引上げ。また、最高額(東京都958円)と最低額(高知県等8県737円)の比率は76.9%となり(昨年度は76.6%)、この比率は一昨年度から3年連続の改善となります。

最低賃金は時給で定められますが、先ほど書きましたとおり全ての労働者に適用されますので、時給制のパート、アルバイトだけでなく月給制の社員も当然に適用されます。この場合は月給額を時間あたりの金額に換算し確認しますが、実際に支払われる賃金から割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などを除いたものが対象となります。また、地域別最低賃金、特定最低賃金の2つの最低賃金の両方が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

地域	最低賃金額(円)	発効日
全国平均	848 (823)	
東京	958 (932)	10. 1
神奈川	956 (930)	10. 1
千葉	868 (842)	10. 1
埼玉	871 (845)	10. 1

※ ()は昨年度の最低賃金額



2. 同一労働同一賃金ガイドライン案

今回は、同一労働同一賃金に関して、厚生労働省からガイドライン案が発表されているので、さわりをご紹介します。なお、これはあくまで案ですのでまだ確定ではありません。また、ガイドラインについては、労契法により無期契約となった労働者についてはどうなるのかといった問題もあるのですが、現時点で参考にはなると思います。

- ・基本給について、労働者の職業経験・能力に応じて支給しようとする場合、無期雇用フルタイム労働者と同一の職業経験・能力を蓄積している有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、職業経験・能力に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、蓄積している職業経験・能力に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

- ・基本給について、労働者の業績・成果に応じて支給しようとする場合、無期雇用フルタイム労働者と同一の業績・成果を出している有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、業績・成果に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、業績・成果に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

- ・基本給について、労働者の勤続年数に応じて支給しようとする場合、無期雇用フルタイム労働者と同一の勤続年数である有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、勤続年数に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、勤続年数に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

この案には、問題となる場合とならない場合について具体例が示されています。また、基本給以外にも、手当や福利厚生についても示されています。詳しくは <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/dai5/siryous3.pdf> をご確認ください。

● 編集後記 ●

毎年、この時期に変更される最低賃金。今年の最低賃金の啓発サイトが、行政が制作したのに?!、なかなか秀逸です。「コワモチ」なのに好感度抜群の遠藤憲一さんが起用され、47都道府県バージョンで、「最低賃金、確認した?」「最低賃金が改定されました。」と、方言で知らせてくれます。楽しくてつい、様々な都道府県を選択してチェックしてみました。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録NO.13050514)
三鷹市下連雀 3-38-4
三鷹産業プラザ 307
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)